



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*3 和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
(住宅環境課)

○ 告示

- 73 字の区域の変更 (市町村課)
- 74 新たに生じた土地の確認の届出 (")
- 75 新たに生じた字の区域の届出 (")
- 76 平成16年度地籍調査事業計画の変更 (地域振興課)
- 77 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請の概要 (環境管理課)
- 78 有害図書等の指定 (青少年課)
- 79 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 80 大規模小売店舗立地法の規定による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 81 換地計画認可申請に係る適否の決定等 (農村計画課)
- 82 " (")
- 83 保安林の指定 (森林整備課)
- 84 " (")
- 85 保安林の指定解除予定 (")
- 86 道路の区域変更 (道路保全課)
- 87 新道路の供用開始等 (")

- 88 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 89 都市計画事業の事業計画の変更認可 (住宅環境課)
- 90 " (")
- 91 領収証書帳の無効 (出納室)

○ 選挙管理委員会告示

*8 平成16年和歌山県選挙管理委員会告示第165号(地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等)の一部改正

○ 公告

入札公告 (下水道課)

規 則

和歌山県規則第 3 号

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 1 月 28 日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
和歌山県営住宅条例施行規則(平成9年和歌山県規則第95号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

あなたの世帯の種類(あてはまるものに○印をつけてください。次のいずれにもあてはまらない方は、申し込めません。)

単 身 者	1 50歳以上のもの	2 身体障害者	3 戦傷病者	4 原子爆弾被爆者
	5 生活保護被保護者	6 5年以内の海外引揚者	7 ハンセン病療養所入所者等	
世 帯	8 申込本人が50歳以上であって、かつ同居者のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者であること	9 母子・父子世帯		
	10 身体障害者世帯(1級から4級)	11 身体障害者世帯(5級から6級)		
	12 精神障害者世帯(1級・2級)	13 知的障害者世帯(A1・A2・B1)		
	14 生活保護世帯	15 戦傷病者世帯		
	16 原子爆弾被爆者世帯	17 5年以内の海外引揚者		
	18 ハンセン病療養所入所者等世帯	19 その他(一般世帯など)		

あなたの世帯の種類(あてはまるものに○印をつけてください。)

単 身 者	1. 50歳以上のもの	2. 身体障害者	3. 戦傷病者	4. 原子爆弾被爆者
	5. 生活保護被保護者	6. 5年以内の海外引揚者	7. ハンセン病療養所入所者等	
世 帯	8. 申込者本人が50歳以上であって、かつ同居者のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者であること			
	9. 母子・父子世帯			
	10. 身体障害者世帯(1級から4級)			
	11. 身体障害者世帯(5級から6級)			
	12. 精神障害者世帯(1級・2級)			
	13. 知的障害者世帯(A1・A2・B1)			
	14. 生活保護世帯			
帯	15. 戦傷病者世帯			
	16. 原子爆弾被爆者世帯			
	17. 5年以内の海外引揚者			
	18. ハンセン病療養所入所者等世帯			
	19. 多子世帯(18歳未満の児童を3人以上扶養)			
	20. 配偶者からの暴力に係る被害者世帯			
	21. その他(一般世帯など)			

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第73号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、粉河町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

この届出に係る字の区域の変更は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定による国土調査の認証の日からその効力を生ずる。

平成17年1月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 大字井田字前嶋に編入する区域

大字	字	地番
粉河	古巻里山	535、535-1

地番については、平成16年6月17日現在の地番である。

2 大字井田字上嶋に編入する区域

大字	字	地番
東野	中田	3、4-1、39、44から46まで

地番については、平成16年6月17日現在の地番である。

和歌山県告示第74号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定に基づき、新宮市長から次のとおり新たに生じた土地の確認をした旨の届出があった。

平成17年1月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県新宮市佐野字上地2116番から佐野3丁目2090番24を経て佐野字秋津野2090番1に至る間の地先公有水面139、299、40平方メートル

和歌山県告示第75号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、新宮市長から次のとおり字の区域を定めたことについての届出があった。

平成17年1月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県新宮市佐野字上地2116番から佐野3丁目2090番24を経て佐野字秋津野2090番1に至る間の地先公有水面139、299、40平方メートルを和歌山県新宮市佐野字中地に編入する。

和歌山県告示第76号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により平成16年度地籍調査事業計画(平成16年和歌山県告示第1117号)を平成16年12月20日に変更し、次の区域を変更したので同条第5項の規定により公示する。

平成17年1月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行う者の名称

吉備町、日置川町

2 調査区域

追加区域

郡	市町名	区域名
有田郡 西牟婁郡	吉備町 日置川町	賢・船坂の各一部 安宅の一部

3 調査期間

平成17年1月28日から平成17年3月31日まで

和歌山県告示第77号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成17年1月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

住所 和歌山県伊都郡かつらぎ町新田94番地

名称 築野食品工業株式会社

代表者 代表取締役社長 築野富美

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町新田94番地

名称 築野食品工業株式会社

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり。

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成17年1月28日から平成17年2月18日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及びかつらぎ町役場

別表1

種 類	第46号ろ過施設	第46号ろ過施設			
基 数	1基	1基			
能 力	5,000L/H	5,000L/H			
工事着手予定年月日	許可後	許可後			
工事完成予定年月日	許可後1ヶ月	許可後1ヶ月			
使用開始予定年月日	完成後すぐ	完成後すぐ			
使用時間間隔	連続	連続			
1日当たりの使用時間	24時間	24時間			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	通常	最大	通常	最大	
	pH	6.5	6.5	6.5	6.5
	BOD(mg/ℓ)	6,000	6,000	6,000	6,000
	COD(mg/ℓ)	5,000	5,000	5,000	5,000
	SS(mg/ℓ)	20	20	20	20
	n-Hex(mg/ℓ)	5	5	5	5
	T-N(mg/ℓ)	150	150	150	150
T-P(mg/ℓ)	50	50	50	50	
当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量(㎡/日)	20	25	20	20	

別表2

種 類	西処理場
能 力	913㎡/日
処理の方式	標準活性汚泥方式
工事の着手予定年月日	許可後
工事の完成予定年月日	許可後
使用開始予定年月日	許可後
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	24時間

使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	通常		最大	
	処理前	処理後	処理前	処理後
pH	7.0~7.5	7.0	7.0~7.5	7.0
BOD(mg/ℓ)	7,439	30	7,605	30
COD(mg/ℓ)	5,940	59	5,938	59
SS(mg/ℓ)	18	10	18	10
n-Hex(mg/ℓ)	4.6	ND	4.6	ND
T-N(mg/ℓ)	180	2.0	180	2.0
T-P(mg/ℓ)	215	4.6	216	4.6
当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量(㎡/日)	765	765	913	913

別表3

排水口名	No.1	
排水量(㎡/日)	通常	12,160
	最大	13,993
pH	通常	7.0
	最大	7.0
BOD(mg/ℓ)	通常	5.5
	最大	5.6
COD(mg/ℓ)	通常	12.6
	最大	13.0
SS(mg/ℓ)	通常	1.4
	最大	1.4
n-Hex(mg/ℓ)	通常	0.7
	最大	0.7
T-N(mg/ℓ)	通常	1.6
	最大	1.6
T-P(mg/ℓ)	通常	1.0
	最大	1.0
大腸菌群数(個/cm)	通常	500
	最大	500

和歌山県告示第 78 号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次

のものを平成 17 年 1 月 18 日指定した。

和歌山県知事 木 村 良 樹

平成 17 年 1 月 28 日

種 別	図 書 等 名	コ ー ド 番 号	発 行 所 名
月刊誌	月刊バッチェラー 2月号	07537-02	ダイアプレス
月刊誌	ザ・ベストマガジン+おとなの得娯楽館 VOL.7	12204-01	KKベストセラーズ
月刊誌	別冊 ドント 2月号	17907-02	マガジン・マガジン
月刊誌	別冊 BUBKA 2月号	08023-2	コアマガジン
月刊誌	Chッススペシャル 2月号	16151-2	ワニマガジン
月刊誌	おとなの特選街 2月号	12203-2	KKベストセラーズ
月刊誌	月刊クリーム 2月号	03299-2	ワイレア出版株式会社
月刊誌	スコラ 2月号	15401-2	スコラマガジン
月刊誌	BUBKA 2月号	17885-2	コアマガジン
月刊誌	PENT-JAPAN 2月号	07933-2	ぶんか社
雑 誌	Cream Best of Best vol.3	68449-40	ワイレア出版株式会社

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第 79 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 1 月 28 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有 薬 4-63	和田薬局	有田郡湯浅町湯浅 1012	平成 17.1.15

和歌山県告示第 80 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 8 条第 1 項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第 8 条第 3 項の規定により公告する。

平成 17 年 1 月 28 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
プライスカット神前店
和歌山市神前字千本 508 番 2 外 6 筆
- 2 意見の概要
特になし。
- 3 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目 1 番地)

和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁 23)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成 17 年 1 月 28 日から平成 17 年 2 月 28 日まで
時間帯 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

和歌山県告示第 81 号

川辺町営換地計画(芝ノ裏地区)の認可申請については、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 96 条の 4 において準用する同法第 52 条の 2 第 1 項の規定により当該申請を適当と決定したから、同法第 96 条の 4 及び同法第 52 条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 17 年 1 月 28 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成 17 年 1 月 31 日から平成 17 年 2 月 19 日まで
- 3 縦覧場所 川辺町役場掲示場

和歌山県告示第 82 号

貴志川町営換地計画(長山地区)の認可申請については、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 96 条の 4 において準用する同法第 52 条の 2 第 1 項の規定により当該申請を適当と決定したから、同法第 96 条の 4 及び同法第 52 条の 2

第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 17 年 1 月 28 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成 17 年 1 月 31 日から平成 17 年 2 月 19 日まで
- 3 縦覧場所 貴志川町役場掲示場

和歌山県告示第 83 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 17 年 1 月 28 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町松根字麥畑 1857 の 1 (次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定の目的 水源のかん養

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第 84 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 17 年 1 月 28 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町下露字洞ノ谷 1393、1394 の 1

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字洞ノ谷 1394 の 1 (次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め

ない。

- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第 85 号

農林水産大臣臨時代理国務大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 30 条の規定により、告示する。

平成 17 年 1 月 28 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 解除予定保安林の所在場所 和歌山市西浜字上川向ノ坪 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備

- 3 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び海草振興局並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第 86 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から 30 日間一般の縦覧に供する。

平成 17 年 1 月 28 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道

- 2 路線名 紀伊停車場田井ノ瀬線

区	間	新旧の別	敷地の員		備考
			敷幅 メートル	延長 メートル	
和歌山市小豆島 字中垣内 221 番 1 地先から同市小 豆島字柿ノ木 386 番 5 地先まで		旧	8.00 } 25.63	498.00	(廃止) 北田井ノ瀬橋 L=171.00
		新	8.00 } 30.12		

和歌山県告示第 87 号

平成 17 年和歌山県告示第 86 号 (道路の区域変更) で告示した新道路は、平成 17 年 1 月 28 日から供用を開始、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成 17 年 1 月 28 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第 88 号

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成 17 年 1 月 28 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 氏 所 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅員 メートル	延 長 メートル
2803	海南市阪井字塩之谷 64 番 1 の一部、字池目 647 番 1 の一部、647 番 2 の一部、647 番 3 の一部、里道、水路	和歌山市新生町 2 番 5 号 東不動産株式会社 代表取締役 東行男	平成 17 年 1 月 19 日	6.00	65.55
2807	有田市宮原町新町字中筋 246 番 1 の一部	有田郡吉備町大字松坂 112 番地 有限会社 山一産業 代表取締役 岩倉稔	平成 17 年 1 月 17 日	4.20 4.30	6.00 29.00

和歌山県告示第 89 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 1 月 28 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 施行者の名称
橋本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成 15 年和歌山県告示第 895 号橋本都市計画公園事業
2・2・24 号 隅田 A3 号公園
- 3 事業施行期間
自 平成 15 年 7 月 18 日
至 平成 18 年 3 月 31 日
- 4 事業地
(1) 収用の部分 変更なし。
(2) 使用の部分 なし。

和歌山県告示第 90 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 1 月 28 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 施行者の名称
橋本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成 15 年和歌山県告示第 896 号橋本都市計画緑地事業 3 号 隅田 A 緑地
- 3 事業施行期間
自 平成 15 年 7 月 18 日
至 平成 18 年 3 月 31 日
- 4 事業地
(1) 収用の部分 変更なし。
(2) 使用の部分 なし。

和歌山県告示第 91 号

次の領収証書帳は、亡失のため無効としたので、公告する。

平成 17 年 1 月 28 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

領収証書帳番号	No.11679、No.11680、No.11681、No.11682、No.11684、No.11685、No.11686、No.11687
交 付 年 月 日	平成 10 年 4 月 27 日
交 付 先	有田振興局健康福祉部出納員

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第 8 号

平成 16 年和歌山県選挙管理委員会告示第 165 号 (地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等) の一部を次のとおり改正する。

平成 17 年 1 月 28 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北 村 亮 三

第 2 項中「211,228 人」を「211,227 人」に改め、第 3 項中「西牟婁郡選挙区 18,714 人」を「西牟婁郡選挙区 18,712 人」に改める。

公 告

入 札 公 告

紀の川中流域下水道(那賀処理区)幹線管渠(推進)工事の入札に参加を希望する者は、次により技術資料を提出されたく公募する。

平成 17 年 1 月 28 日

和歌山県知事 木村良樹

1 工事の概要

- (1) 工事名 平成 16 年度 国債流下管 第 2 号-33
紀の川中流域下水道(那賀処理区)桃山幹線管渠(推進)工事
- (2) 工事場所 那賀郡桃山町市場地内
- (3) 工事概要 管渠工
泥濃式推進工
工事延長 282.28 m (うち推進工延長 277.38 m)
内径 800 mm
- (4) 工期 350 日間
- (5) 予定価格 106,170,750 円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (6) 調査基準価格 83,864,550 円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)

2 技術資料の提出を求める対象者に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
- ウ 次のいずれかであること。
- (ア) 那賀郡又は橋本市若しくは伊都郡内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する 1 箇所の営業所をいう。以下同じ。)を有する者で、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 3 条に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け 5 年を経過し、土木一式工事について和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成 15 年 10 月 14 日制定。以下「審査要綱」という。)第 3 条第 2 項に規定する総合点数が、那賀郡内における者は 800 点以上、橋本市又は伊都郡内における者は 850 点以上であること。
- (イ) 和歌山県内に主たる営業所を有する者で、法第

3 条に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け 5 年を経過し、土木一式工事について審査要綱第 3 条第 2 項に規定する総合点数が 900 点以上であること。

エ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成 16 年 8 月 1 日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

オ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成 16 年 4 月 1 日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。

カ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(2) 共同企業体の結成に当たっては、以下の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は 2 以上の共同企業体の構成員となることはできない。

ア 一共同企業体の構成員数は、2 者であること。

イ 一共同企業体の構成員は、那賀郡又は橋本市若しくは伊都郡内に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。

ウ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。

エ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第 3 条第 2 項に規定する土木一式工事の総合点数が 900 点以上で、かつ、元請として平成 6 年度以降に推進工法による下水道管渠工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。

カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、元請として平成 6 年度以降に推進工法による下水道管渠工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者資格者証を有していた者に限る。)としての施工実績(施工中のものを除く。)をもつ専任の監理技術者を配置すること。

キ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

ク 国土交通大臣の認定事業により資格を得た、推進工事技士登録証を有する者(以下「推進工事技士」という。)を推進工の工事着手時から完了したことが確認できるまでの期間は専任で配置すること。

3 技術資料の作成及び提出に係る事項

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成 17 年 1 月 28 日 (金) から平成 17 年 2 月 14 日 (月) までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く日の午前 9 時から午後 4 時まで。

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目 1 番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課
電話 073-441-3200 (直通)

(2) 技術資料の提出方法

提出は、受付期限までに直接受付場所に持参するものとし、他の方法による提出は受け付けない。

(3) 技術資料の受付期間及び受付場所

ア 受付期間 (1) のアに同じ。

イ 受付場所 (1) のイに同じ。

4 技術資料の審査に関する事項等

(1) 指名審査について

指名に係る審査基準は、和歌山県建設工事指名競争入札参加者指名要綱 (平成 15 年 8 月 25 日制定) に基づき審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術及び指名審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、以下のとおり。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成 6 年度以降の推進工法による下水道管渠工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の元請として平成 6 年度以降の推進工法による下水道管渠工事の経験 配置予定技術者の資格 (監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格 (主任技術者) 上記以外に推進工事技士の資格を有する技術者を配置 (兼務可)

5 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とする。